

令和6年度 東根市土地改良区（大富地域）

揚水暦



 は揚水日を表しています。

5 月						
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

6 月						
日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30						

7 月						
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

8 月						
日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

9 月						
日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

揚水開始日：5月10日（金）～

揚水終了日：～ 9月8日（日）

揚水停止日：6月～8月の毎週水曜日
7月6日～7月9日
8月15日、8月22日、8月29日

※揚水停止日はモク刈作業や気象状況等に伴い増減する場合があります。ご理解とご協力をお願いします。

※かけ流しをする人がいると用水量が足りなくなつて水をかけられない人が出てきます。
用水路をせき止めて水をかける場合は下流にも水が流れる程度にしましょう。また、田んぼが潤ったら、せき止めている物を外しましょう。

令和6年度 東根市土地改良区(小田島地域)揚取水暦

5月(皐月)

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

6月(水無月)

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30						

7月(文月)

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

8月(葉月)

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

9月(長月)

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

ポンプ運転の時間は次のとおりです。

緑色日揚水時間：午前8時から翌朝午前8時まで24時間連続

水色日揚水時間：午前3時から同日午後7時まで16時間

※揚水時間をご理解のうえ、揚取水暦により適切な水管理と用水の有効利用に努めてください。節水にご協力ください。

第1回一斉清掃日 令和6年5月3日(金) 午前6時

第2回一斉清掃日 令和6年7月6日(土) 午前6時

第3回一斉清掃日 令和6年9月7日(土) 午前6時

※一斉清掃前日までに自分の用排水路の草刈り等を行ってください。

令和6年度 若木地区畑地かんがい計画

4月1日(月)からの散水計画等と注意事項をお知らせします。



日中散水

4月1日～5月8日

※残雪状況や天候によっては、散水時期を遅らせる場合もあります。
あらかじめご了承ください



夜間散水

5月9日～9月30日

※雷が鳴っている・鳴りそうな場合は散水を停止します。
あらかじめご了承ください



雑用給水栓の使用

3月25日～10月31日

！注意事項(必ず全員読んでください)！

1. 3月及び4月は気温が氷点下になる時があります。雑用給水栓の根元にある水抜栓のみ開閉して使用してください。バルブが凍って壊れている場所がたくさんあります。皆で気をつけて賦課金の無駄使いはやめましょう!! (バルブの交換にもお金がかかります。)
2. 自分勝手に散水している人や雑用給水栓を私物化して長時間使用し続けている人が未だにいます。
※違反者の身勝手な行動で周りの組合員に迷惑をかけ、不快な思いをさせることは絶対にやめましょう!
3. 通常と異なる水・施設の使い方をしたい方はまず土地改良区事務所へご相談ください。

※毎年このお知らせを発付して注意を促しても改善されていないようです。不快な思いをしている組合員が増えていますので、常習的に違反を繰り返している方が使用している施設は今後撤去していきます。
昨年は実際に撤去した箇所もあります。

東根市土地改良区事務所(住所:東根市大字野川 2074-93)

電話:0237(44)2820 FAX:0237(44)1841